

No.639

広報

平成15年 (2003年) 5月15日

市の人口と世帯数(平成15年5月1日現在)				
区分	住民基本台帳	外国人登録	合計	
人口	男	30,326	1,132	31,458
	女	29,491	1,147	30,638
	計	59,817	2,279	62,096
世帯数	26,596	1,256	27,852	

今号の主な内容	ページ
嘱託保育士募集	2面
市民活動団体の調査にご協力を	3面
環境フェスティバル	4・5面
情報公開・個人情報保護制度の状況	6面
第22回白梅まつり	7面
保健ガイド	8面

発行/福生市 編集/総務部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

みんなでつくろう「輝く街福生」あなたの声を市政に

福生市を愛し、ここに住む喜びと誇り

市民の皆さんのご意見やご要望などを市政に反映させていくために、市では「市政・市民相談」「市政世論調査」などを通じて市民のみなさんの声をお聴きしています。

その一つとして「市長への手紙」があります。市政に対する前向きなご意見を所定の用紙やホームページ上の「市民のご意見箱」よりお寄せください。

用紙の設置場所
市役所、第四庁舎、扶桑会館、かえで会館、保健センター、福祉センター、市民会館、各体育館・公民館・図書館・児童館

14年度の主な質問

- Q** 市内循環バスを走らせてください。
- A** 狭い福生市の中に5つのJR駅があり、利便性が高い中で、導入した場合の費用対効果の分析ができてにくい状況です。今後は、近隣自治体との広域利用も含めて検討します。
- Q** 温水プールを作ってください。
- A** 現在の財政状況では建設できませんが、中央体育館が老朽化していますので、今後、改築工事計画の際に合わせ検討します。
- Q** 横田基地の友好祭はいつですか？
- A** 毎年、この質問を市内外よりいただきますが、福生市役所は関与しておりません。また、日程につきましても軍用基地ですので状況により直前での変更もあります。従って、日程等については直接、横田基地(☎042・552・2511)へお尋ねください。



春の行政週間
5月19日(月)～25日(日)

行政相談



毎日の暮らしの中で国や特殊法人の仕事、または、都や市が国から委任されたり、補助金を受けている仕事について、苦情や要望などの相談は「行政相談」をご利用ください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時・場所 毎月第1水曜日、午後1時30分～4時30分、商工会館2階会議室
行政相談員 森田進氏 ☎551・1501
※自宅でも受付けています。なお、相談は次のところでも受け付けています。

◆総務省東京行政評価事務所の「行政苦情110番」☎03・3363・1100
問合せ 秘書広報課市民相談係



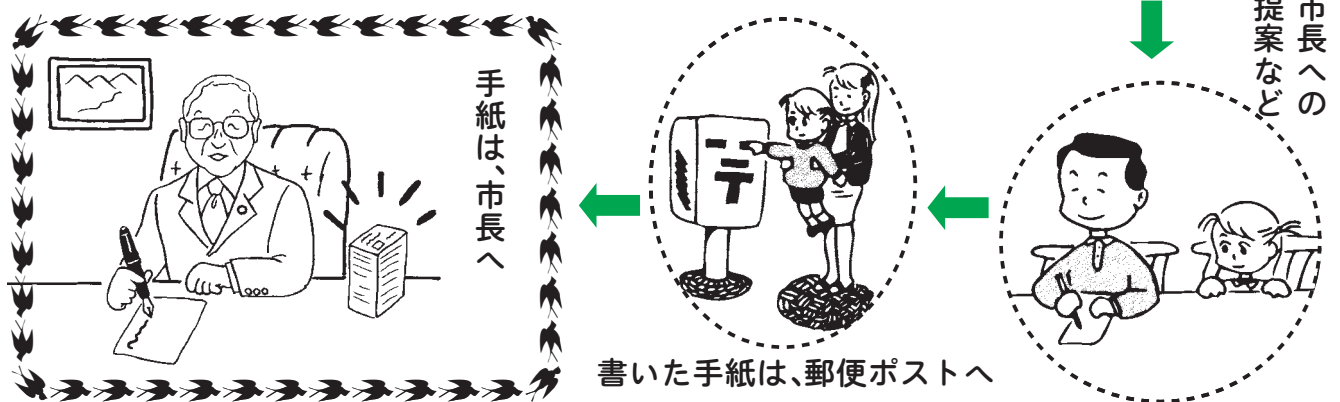
◀市のホームページの最初の画面です。左の列の下から3つめに『市民のご意見箱』があります。この中に「市長への手紙(メール版)」と「お問合せ・ご意見箱」があります。

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

「市長への手紙」で皆さんの声をお気軽にお寄せください



用紙は、市の公共施設にあります。



人権擁護委員に 石川好男氏



4月1日付けで、石川好男氏(熊川402番地2)が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。今後3年間人権擁護委員としてさまざまなご活躍をしていただきます。

問合せ 秘書広報課市民相談係

問合せ 秘書広報課市民相談係

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、「人権擁護委員制度」が誕生しました。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。自分だけではなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いの人権を守り明るい社会を作りましょう。

市内には、法務大臣から委嘱を受けた2人の人権擁護委員が相談を受けています。

▼木村シズ子氏 ☎551・1865
▼石川好男氏 ☎541・3481

相談は無料で、秘密は守られません。不当な迫害・いじめ・名誉きそん・差別など人権でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は、自宅で受け付けるほか、毎月第1水曜日午後1時30分から4時30分まで、商工会館2階会議室で行っています。

6月1日は 「人権擁護委員の日」

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、「人権擁護委員制度」が誕生しました。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。自分だけではなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いの人権を守り明るい社会を作りましょう。

市内には、法務大臣から委嘱を受けた2人の人権擁護委員が相談を受けています。

▼木村シズ子氏 ☎551・1865
▼石川好男氏 ☎541・3481

相談は無料で、秘密は守られません。不当な迫害・いじめ・名誉きそん・差別など人権でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は、自宅で受け付けるほか、毎月第1水曜日午後1時30分から4時30分まで、商工会館2階会議室で行っています。